

議 事 録

第 6 回

東村農業委員会総会

令和2年6月25日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年6月25日(木) 午後1時30分～午後4時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也	外 間 一 功
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	

4. 欠席委員： 1名 ・ 6番 比嘉 昌太委員
推進委員 金城 良信
5. 議事録署名委員： 3番 吉元 博 5番 喜屋武 美恵子
6. 書 記：農業委員会事務局 新城浩也
7. 議 案：議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第21号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
議案第22号 非農地証明願について
議案第23号 現況証明願いについて
報告事項 農業用施設の建設着工届けについて

議 長 それでは、ただいまより、令和 2 年第 6 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、3 番吉元委員と、5 番喜屋武委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 19 号から議案第 23 号までの議案 5 件となっております。

(3 条)

議 長 それでは、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 9 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字慶佐次港原地内農地の賃貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 9 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 19 号の整理番号 9 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5 条一転①)

議 長 次に、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 10 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城美里原地内に電源開発(株)が発注し

た鉄塔の撤去工事を行うための資材置き場及び、工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとの事であります。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 10 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 20 号の整理番号 10 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5 条一転②)

議 長 次に、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 11 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城美里原地内に電源開発(株)が発注した鉄塔の撤去工事を行うための資材置き場及び、工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとの事であります。事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 11 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 20 号の整理番号 11 につ

いて、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第 21 号、農地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 8 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）

以上につきましては、宇慶佐次港原地内の農地の中間管理事業に係る賃貸借権設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断致しました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 21 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 8 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 21 号、整理番号 8 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画②)

議長 次に、議案第 21 号、農地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 9 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）

以上につきましては、農地中間管理機構による農地の賃貸借設定による担い手の規模拡大及び農地の利用集積を目的とするもので、基盤促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては、「可」という判断で提案いたします。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 21 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 9 につい

て、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 21 号の整理番号 9 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画③)

議長 次に、議案第 21 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 10 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、賃貸借設定による担い手の規模拡大及び農地の利用集積を目的とするもので、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局としては、「可」という意見で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 21 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 10 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 21 号農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 10 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(非農地①)

議長 次に、議案第 22 号、非農地証明願についての整理番号 5 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「宅地」という意見で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 22 号、非農地証明願についての整理番号 5 について、討論を省略し審議結果を「宅地」と決することに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 22 号の整理番号 5 について、審議結果を「宅地」とすることに決定されました。

(非農地②)

議長 次に、議案第 22 号、非農地証明願についての整理番号 6 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城美里原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「宅地」という意見で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 22 号、非農地証明願についての整理番号 6 について、討論を省略し審議結果を「宅地」と決することに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 22 号の整理番号 6 について、審議結果を「宅地」とすることに決定されました。

(現況証明)

議長 次に、議案第 23 号、現況証明願についての整理番号 3 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城宮城原地内の現況証明願いで、農地転用後、地目変更を行うための申請となっております。申請地は農地法

第2条第1項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断します。事務局といたしましては、「雑種地」という意見決定で提案致します。
御審議よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第23号、現況証明願いについての整理番号3について、討論を省略し審議結果を「雑種地」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第23号の整理番号3について、審議結果を「雑種地」とすることに決定されました。

(農業施設)

議長 次に、報告事項、農業用施設の建設着工届けについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字伊是名原地内及び字慶佐次港原地内において、農業用施設を設置する為の届出であり、農地法第4条第1項9号及び農地法施行規則第29条第1項に該当するものであります。
以上で報告を終わります。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですので、以上で報告事項について終了致します。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第6回東村農業委員会総会を閉会致します。